

## 国立大学法人琉球大学年俸制適用教員への移行に関する取扱い

〔 令和 2 年 2 月 20 日  
学 長 裁 定 〕

### (目的)

第1条 この取扱いは、国立大学法人琉球大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第1条第3項の規定に基づき、同条第2項第1号及び同条同項第2号に係る手続について必要な事項を定めることを目的とする。

### (移行の時期)

第2条 給与規程第1条第2項第1号及び同条同項第2号の規定による給与体系の移行（以下「移行」という。）は毎月の初日に行うものとする。

### (移行の手続)

第3条 移行を希望する大学教員は、移行を希望する日（以下「移行日」という。）の1月前までに、別紙1により学長に申請するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、1月1日、6月1日及び12月1日に移行を希望する者にあっては、当該移行日の2月前までに別紙1により学長に申請するものとする。
- 3 学長は、前2項の申請を承認したときは、申請者に対し移行後の労働条件を明示した通知書及び人事異動通知書を交付するものとする。

### 附 則

- 1 この取扱いは、令和2年2月20日から実施する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年4月1日に移行を希望する者にあっては、令和2年3月31日までに、別紙1により学長に申請するものとする。

別紙1（第3条第2項関係）

申 請 書

令和 年 月 日

国立大学法人琉球大学長 殿

部局名

職 名

氏名（自署）

印

私は、下記のとおり、適用される給与体系の移行について申請します。また、移行にあたっては、下記のことについて同意します。

記

移行希望日：令和 年 月 1 日

移行区分：

- 月給制 → 年俸制（I）  
 月給制 → 年俸制（II）  
 年俸制（I） → 年俸制（II）

※申請する区分の□欄にレ点を入れてください。

【同意事項】

- 年俸制への移行は必須ではなく、月給制に留まることも可能であることを理解しています。
- 移行後に適用される年俸制適用教員給与規程を確認し、内容を理解しています。
- 年俸制（I）への移行後は月給制に、年俸制（II）への移行後は月給制及び年俸制（I）に改めて移行することができないことについて理解しています。

(参考)

### 年俸制への移行に伴う労働条件について

月給制から年俸制へ移行した場合の労働条件については、下記のとおりとなります。

#### 記

労働条件		月給制→年俸制 I	月給制→年俸制 II
職名		変更なし	変更なし
雇用期間（期間の定め）		変更なし	変更なし
勤務場所		変更なし	変更なし
従事すべき職務内容		変更なし	変更なし
勤務時間・時間外労働		変更なし	変更なし
休日・休暇		変更なし	変更なし
賃金	基本給	教育職基本年俸表（I）へ移行 ・月給制と同等	教育職基本年俸表（II）へ移行 ・約 2.5%減額。詳細な金額は年俸制（II）適用教員給与規程別表第1参照
		※基本年俸の1/2分の1の額を毎月支給する。	
	期末・勤勉手当	業績給に移行 ・原則として、月給制と同等。 ただし、業績評価調書を提出しない場合は減額	業績給に移行 ・業績評価の結果が標準の場合は減額。 上位の場合は増額。 極めて不良な場合及び業績評価調書を提出しない場合は減額
	昇給	基本年俸の改定に移行 ・原則として、月給制と同等。 ただし、業績評価調書を提出しない場合は改定（昇給）しない	基本年俸の改定に移行 ・時期が3年に1度へ変更。それに伴い改定（昇給）号数が3倍 ・業績評価の結果が極めて不良な場合及び業績評価調書を提出しない場合は標準より少ない改定（昇給）号数を適用
	手当（期末勤勉手当を除く）	変更なし	外部資金獲得手当あり その他は変更なし
	給与締切日	変更なし	変更なし
	給与支払日	変更なし	変更なし
	退職金	変更なし	変更なし
	退職に関する事項 ・定年制 ・自己都合退職の手続 ・解雇の事由及び手続	変更なし	変更なし
その他	・育児休業等に関する事項 ・介護休業等に関する事項 ・表彰及び懲戒等に関する事項 ・安全衛生に関する事項 ・災害補償に関する事項 ・社会保険 ・雇用保険の適用	変更なし	変更なし